

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 3 月 14 日付鳥取県告示第 160 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

| | |
|-------|------------------------|
| 権代 忠敏 | 西伯郡伯耆町上野字日垣谷 115 の 1 |
| 権代 賢 | 西伯郡伯耆町上野字日垣谷 115 の 28 |
| 〃 | 西伯郡伯耆町上野字日垣谷 116 の 8 |
| 権代 忠敏 | 西伯郡伯耆町上野字日垣谷 116 の 12 |
| 松本 達則 | 西伯郡伯耆町大内字足谷 1043 |
| 松本 登 | 〃 |
| 神庭 信夫 | 〃 |
| 井上 博 | 西伯郡伯耆町福兼字末鎌河原平 325 の 1 |
| 田村 吉隆 | 〃 |
| 田村 鹿治 | 〃 |
| 田村 長衛 | 〃 |
| 内藤 久 | 〃 |
| 内藤喜美子 | 〃 |
| 井上 博 | 西伯郡伯耆町福兼字末鎌河原平 325 の 4 |
| 田村 吉隆 | 〃 |
| 田村 鹿治 | 〃 |
| 田村 長衛 | 〃 |
| 内藤 久 | 〃 |
| 井上 博 | 西伯郡伯耆町福兼字末鎌河原平 325 の 7 |
| 田村 吉隆 | 〃 |
| 田村 鹿治 | 〃 |
| 田村 長衛 | 〃 |

| | |
|-------|-------------------------|
| 内藤 久 | 〃 |
| 内藤喜美子 | 〃 |
| 井上 博 | 西伯郡伯耆町福兼字末鎌河原平 325 の 13 |
| 田村 吉隆 | 〃 |
| 田村 鹿治 | 〃 |
| 田村 長衛 | 〃 |
| 内藤 久 | 〃 |
| 下村 秋産 | 西伯郡伯耆町莊字牛切 1394 の 4 |
| 加藤 昌茂 | 〃 |
| 細田 庫寿 | 〃 |
| 森岡 均 | 〃 |
| 森谷 洋一 | 〃 |
| 森田 雅夫 | 〃 |
| 森田 亀男 | 〃 |
| 森田 富枝 | 〃 |
| 森田 文男 | 〃 |
| 森島 茂 | 〃 |
| 川口 作市 | 〃 |
| 倉橋 勝 | 〃 |
| 中野 裕義 | 〃 |
| 長田 好之 | 〃 |
| 長田 和子 | 〃 |
| 木下 正治 | 〃 |
| 木村 昭 | 〃 |
| 松原 哲男 | 西伯郡伯耆町白水字法定 463 |
| 仲村永次郎 | 西伯郡伯耆町福岡字百田平 898 の 2 |
| 車 幸一 | 西伯郡伯耆町福岡字栃ノ木 900 の 1 |
| 〃 | 西伯郡伯耆町福岡字栃ノ木 900 の 3 |
| 安達 タミ | 西伯郡伯耆町福岡字竹ノ平ル 2892 |
| 安達元太郎 | 〃 |
| 安達実三郎 | 〃 |
| 安達文太郎 | 〃 |
| 住田竹次郎 | 〃 |

| | |
|---------|-------------------------|
| 小平喜宇治 | 〃 |
| 梅田儀三郎 | 〃 |
| 梅田金次郎 | 〃 |
| 梅田幸一郎 | 〃 |
| 安達 守 | 西伯郡伯耆町福岡字竹ノ平ル 2893 |
| 安達 タミ | 西伯郡伯耆町福岡字竹ノ平ル 2894 |
| 安達元太郎 | 〃 |
| 安達実三郎 | 〃 |
| 安達文太郎 | 〃 |
| 住田竹次郎 | 〃 |
| 小平喜宇治 | 〃 |
| 梅田儀三郎 | 〃 |
| 梅田金次郎 | 〃 |
| 梅田幸一郎 | 〃 |
| 安達 守 | 西伯郡伯耆町福岡字中倉 2941 |
| 中田辰三郎 | 西伯郡伯耆町畑池字大堤 1667 |
| 無格社森脇神社 | 西伯郡伯耆町畑池字大堤 1669 の 1 |
| 権代 実 | 西伯郡伯耆町金屋谷字ノブシ原 1544 の 1 |
| 権代 清人 | 〃 |
| 坂本 茂寿 | 〃 |
| 山本 親男 | 〃 |
| 大橋 暢晏 | 〃 |
| 大橋きよの | 〃 |
| 大江 光重 | 〃 |
| 谷村 末吉 | 〃 |
| 谷村あきの | 〃 |
| 中尾 品子 | 〃 |
| 仲村 登 | 〃 |
| 田畑 美朗 | 〃 |
| 内田 絹 | 〃 |
| 矢田貝顕造 | 〃 |
| 矢田貝泰男 | 〃 |

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。

白水字法定 462 から 468 まで、469 の 13 から 469 の 15 まで、469 の 17、469 の 20 から 469 の 22 まで、527、福島字家ノ上エ 313 の 1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 伯耆町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課